

令和 7 年 9 月 5 日 (金曜日)

令和 7 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

(第 4 日目)

令和7年度南三陸町議会9月会議会議録第4号

令和7年9月5日（金曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長 (総務課長事務取扱)	三浦浩君
企画課長	岩淵武久君
町民税務課長兼 歌津総合支所長	芳賀洋子君

保健福祉課長	阿部 好伸君
農林水産課長	佐藤 正行君
商工観光課長	宮川 舞君
建設課長	遠藤 和美君
会計管理者兼会計課長	男澤 知樹君
上下水道事業所長	小野寺 洋明君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明君
総務課課長補佐	渡邊 隆史君
教育育長	小松 祐治君
教育委員会事務局長	及川 貢君
代表監査委員	横山 孝明君
監査委員事務局長	高橋 伸彦君
選挙管理委員会事務局書記	渡邊 隆史君
農業委員会事務局長	佐藤 正行君

事務局職員出席者

事務局長	高橋 伸彦
主幹	佐藤 美恵

議事日程 第4号

- 令和7年9月5日（金曜日） 午後 1時10分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 6号 南三陸町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 3 議案第 8号 南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 9号 南三陸町ひころの里設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 10号 南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化

のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
制定について

第 6 議案第11号 南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 7 議案第12号 工事請負契約の締結について

第 8 議案第13号 工事請負契約の締結について

第 9 議案第14号 工事請負変更契約の締結について

第10 議案第15号 工事請負変更契約の締結について

第11 議案第16号 損害賠償の額の決定及び和解について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午後1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） こんなにちは。大変御苦労さまでございます。

これまでどれだけ雨を降るのを期待して待っておったんですが、ようやく降ったと思いまし
たら土砂災害警戒情報というようなことで、なかなかうまい具合にいかないものだと感じて
います。幸い被害はありませんようにありますので、ほっとしているところでございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

ここで、当局より、本日の土砂災害警戒情報に関し、議会に報告したい旨の申入れがありま
したので、この際、これを許可いたします。副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） それでは、私のはうから本日の大雨土砂災害警
戒情報に対する対応等について報告をさせていただきます。

まず、時系列について報告いたします。

5時3分、大雨警報が発令、その後、5時14分、土砂災害警戒情報が発表されまして、町と
して風水害2号配備をしきまして災害対策本部を設置したところでございます。

6時30分、歌津地区全域に対しまして避難指示を発令いたしました。指定避難所6か所を開
設いたしました。6か所につきましては、石泉活性化センター、歌津中学校、伊里前保育所、
歌津公民館、平成の森アリーナ、名足こども園でございます。

7時20分、1回目の災害対策本部会議を開催してございます。各担当より報告がありまして、
保育所、こども園については通常保育、伊里前小学校、名足小学校、歌津中学校、志津川中
学校は休校の措置、BRTと町民バスは通常運行などの情報共有を図りました。

9時26分、土砂災害警戒情報が解除されました。これに伴いまして、9時55分、避難指示を
解除し、指定避難所を閉鎖したところでございます。なお、6か所の指定避難所には避難者
はおりませんでした。

9時57分、2回目の災害対策本部を開催し、避難者がなかったことの確認、それから、町道
港2号線が砂利等の流出の影響によりまして水道管が露出しているといった情報の共有を図
っております。

10時5分、災害対策本部から災害警戒本部へ移行し、町としては風水害2号配備から風水害
1号配備ということになります。

続いて、道路等の通行止め等の情報について申し上げます。

6時50分に県道泊崎半島線の田の浦地区が冠水によりまして通行止めをいたしております。
続いて、9時50分、町道港2号線、砂利等の流出によりまして通行止めを、失礼しました、

時間は10時30分です。失礼しました。通行止めを開始しております。それから、10時35分、三陸道の歌津インターチェンジから陸前高田長部インターチェンジまでが通行止めということになっております。この3路線が通行止めということでございます。

最後に、被害の状況でございますが、人的被害はございません。

物的被害といたしまして、町道港2号線の砂利等流出によります水道管の露出、それから県道泊崎半島線田の浦地区の冠水及びその冠水によります周辺の水田の冠水30ヘクタールを確認しております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 暑い方は脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番伊藤俊君、2番阿部司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。（「議長、議事進行」の声あり）三浦清人君。

○11番（三浦清人君） これから議案審査、特に今回の定例会、定例会でない、9月会議は決算委員会と、非常に大事な、いつも大事ですが、特に大事な議会であります。そういうときですね、これ町長にお尋ねするんですが、総務課長が今不在なんですね。何か特別な理由があつて、配置といいますか、任命というのはしなかつたのかどうなのか、その辺のところお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 事実関係を言えば、8月31日をもって総務課長が退職というふうな退職願を頂きましたのでこういう形ということになりますので、ちょっと異例ということですが、職務代理という（「事務取扱」の声あり）事務取扱で副町長と、異例の形ですが、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） お辞めになったといいますか、8月いっぱいまで籍はあったと。でも、

退職願なのか届けなのか分かりませんが、それ以前に出されたと思うんですね。新聞ですとお盆前あたりの届けなのかな。そうしますと、これまで結構な日数たっているわけですよ。課長さんたち、あるいは一般の職員の方々も人事異動の場合は内示というものでね、大体2週間ぐらい前ですか、ぐらいでやっているわけですから、辞めるということについてから今日まで、本当はね、今日あたり出るのかなと思っていたんですよ、決算審査始まる前にね。でも、出てこなかつたんであえて今質問するんですが、町長の一番の権限といいますか、人事権、予算執行権もありますが、人事権というのがありますけれども、私の解釈ですと、そういういた欠員なった場合には速やかにね、速やかに任命するのもまた人事権の権のうちに入るんではないかと思っているんです。いてもいなくてもいい人事権の権ではないと思いますので、ぜひできればね、早めに人事ですからやっていただければなというふうに思います。

事務取扱ということで副町長なられて、いろいろと答弁も大変でしょうけれども。

そこでね、ちょっと聞きたいんですが、今回は総務課長さんで、例えばですよ、例えば今度は企画課長さんが、いや、俺も辞めて出るやとなった場合にですよ、ごめんなさいね、課長ね、あなたを引き合いにしてね。なった場合、副町長が何人まで事務取扱できるのか。なくていいんであればね、2人でも3人でもなくて、副町長ができるというんであればね、これにこしたことないのさ。人件費が浮きますから、正直なところね。そういうことで、何人ぐらいまでできるのかなと思って、今。分からない。私も分かりません。ただ、分かることは、速やかに、速やかにですよ、やらなければならぬのも人事権の権の中に入るということです。先ほども言いましたように、あってもなくてもいい権ではないですからね。そのところ御理解いただければと思います。

終わります。

日程第2 報告第6号 南三陸町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、報告第6号南三陸町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第6号南三陸町移動等円滑化のために必要

な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に対応すべく、本年8月22日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） では、細部説明をさせていただきます。

報告第6号南三陸町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明いたします。

議案書の1ページ、議案関係参考資料につきましては7ページを御参照願います。

今回の条例改正につきましては、当該条例の第4条第6号中において引用する高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律施行令が令和7年6月1日付で法改正が施行されまして、引用条項に条ずれが発生したことから、これを改正したものであります。

この条例につきましては、国が定める法律に基づき、公園管理者が、高齢者や障害者が施設を利用する場合、円滑に利用されるよう、設置施設の基準を定めるものでございます。

今回の改正条文の内容といたしましては、公園において転落のおそれがある場所には転落防止のために柵を設置する、あるいは床面に線状ブロックを設置するというような内容となつておりますが、引用条項の改正のみであるため、運用においては特に変更はございません。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 条例の改正に関しては分かったんですけども、私、最初この報告を読んだときにですけれども、移動円滑化のための特定公園の設置に関するというそういうことがあったものですから、この内容を見る前に、同僚議員が再三質問していた祈念公園のあそこの部分かなというそういう思いがあったんですけども、そういったことに関して、関連になるのかどうか分からないんですけども、お許しいただければ少し聞きたいと思います。

伺いたいのは、そういった公園等の移動に関するあれなんですかけども、祈念公園のあそこ

の道路は、今後、通れないような柵は外れる可能性はあるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議員おっしゃっているのは、恐らく公園の南側の園路で県道登米志津川線に隣接している部分というふうに思います。議員御指摘の園路でございますけれども、あちらにつきましてはあくまで公園の管理用の園路ということになりますので、通常の道路として使用するような整備基準ではございません。あそこを開けることによって頻繁な通行あるいは交互通行が発生した場合に、やはり安全性の確保というのが非常に心配されますので、我々としては、現状、柵を今のところ取り扱うという考えは持っておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 管理用というそういう説明があったんですけども、確かにそういった使い道なんでしょうけれども、ただ、見るからに随分立派というか、なんで、再三通るたびにここが通れればなというそういう思いがするもんですから、そこで、よく聞くと、管理用ということで、道路の、何ですか、造る基準等もいろいろ強かつたり弱かつたりと、そういうこともお聞きしましたけれども、そこで伺いたいのは、公園を設置するときの、何ですか、補助があるわけですけれども、そういった改修するときに、何年ぐらいたったら改修できるかという、そういう目安のめどというのがあるのかどうかと、あともう1点は、造るときに警察のほうから指導があったというそういうことも聞いていました。そこで伺いたいのは、もし改修する際には、補助金の期限というんですか、そういったやつがどれぐらいなのか。あともう1点は、再度、震災からもう十何年以上たっていて、また警察との協議等をしていただければと思うんですけども、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 基本的には、復興交付金で造った公園でございますので、国の補助金適正化法という、いわゆる造った目的どおりにその施設を一定期間使わなければならぬというルールがございます。すみません、ちょっと公園の園路が何年かというのは手元に今ありませんけれども、当然そういう園路ですので、3年5年とかというレベルではなくてもっと長い期間だというふうに認識しております。

仮に改修する場合の費用の財源という部分につきましては、恐らく原則そういうものはないだろうというふうに我々としては考えております。

最後の、警察協議、当然、町道につなぐ場合は当然警察への協議というものが必要になります

すけれども、現状は、警察協議というよりは通行した場合の安全性の考慮ということで、町のほうでは今考えていないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって報告第6号の件を終わります。

日程第3 議案第8号 南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第8号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第8号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業の取得形態の多様化などの必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） それでは、議案第8号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をいたします。

今読み上げましたとおり、2つの条例の一部改正ということになります。

議案書は13から15ページ、議案関係参考資料は12ページから18ページとなります。

議案書13ページには、第1条として南三陸町職員の勤務時間、休業等に関する条例の一部改正、14ページ、15ページは、第2条として南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。説明のほうは議案関係参考資料を用いて行いたいと思いますので、12ページをお開き願います。

今回の条例改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法

律が本年1月8日に公布され、当該法律の施行期日を定める政令によりまして本年10月1日に施行日が定められたため、町といたしましても、法改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として条例を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、12ページの新旧対照表の下段のほうですね、第17条の2が新設をいたしまして、第1項では、本人が、本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た場合、もう一つは13ページの中段ほどですね、第2項として、子が3歳に達する前において、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供、それと意向の確認、そして十分な配慮を行うことということが義務づけられたということで、ここの部分が新設されております。

続いて、15ページをお開き願います。

こちらは、部分休業の請求が可能な非常勤職員の要件の緩和を行うこととし、勤務時間の要件を削除しております。具体には、真ん中辺ですね、第17条の第2号のところ、「及び勤務日ごとの勤務時間」という部分が削除されておりまして、これまで121日または1日6時間15分という縛りがありましたが、今後についてはこの6時間15分という縛りがなくなって121日ということだけになります。

続いて、18条、下段のほうですね、部分休業の取得形態の多様化への対応として、現行の部分休業を第1号で規定しております、16ページの18条の2として第2号のほうに部分休業の規定を新設しております。

現行の第1号のほうでございますが、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことを認めております。この1日2時間につきましては、出勤時または退庁時に重なるもの、例えば8時半からとか、8時半からの2時間であるとか、退庁17時15分までの2時間であるとか、朝の1時間・夕方の1時間といった組合せであるとかといった体系でしたが、今後は、改正後は、その2時間は8時半から17時15分までのどの時間帯でもよいという形になります。

2号のほうですね、第2号の部分休業の新設におきましては、1年につき10日相当の勤務時間の範囲内で勤務をしないことを認めるということでございまして、新たな取得パターンを記載したものでございます。1年につき10日相当ですから、77時間30分というのが上限ということで、これを第18条の4に規定をしておるところでございます。

なお、この条例の施行につきましては、令和7年10月1日から施行ということであります。このため、今年度の第2号部分休業の取得可能な時間は、条文では10日となっておりますが、10月1日からの施行ということなので、半分になりますので5日間ということで経過措置を設けているものでございます。

以上、第8号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。例えば出産された方が公務員であったと。すると、
これは該当になるわけすけれども、例えばなんですけれども、公務員がお二人夫婦でいた
場合、両方取れるのか、どっちかお一人になるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 夫婦で取れるということで、取得できるという
ことでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、同じ内容で夫婦で取れるという解釈でよろしいですね。は
い、分かりました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回の改正で休業が使いやすくなると、そういうふうな形なんですけれども、そこで伺いたいのは、当町で現在どれくらい利用実績があるのか、その点お分かりで
したら。

あともう1点、先ほど前議員の質問にもあったんですけれども、男性の育児休暇を取つてい
る状況、それがもし分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 手元に具体に何名ということはないんであります
が、二、三人利用しているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 男性職員2名利用しているといった状況、去年
ですね。現在……去年……、令和6年度において2名という実績がございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありません
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号 南三陸町ひころの里設置及び管理条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第9号南三陸町ひころの里設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第9号南三陸町ひころの里設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、ひころの里の設置目的を達成するため入館料を無料とすべく、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 議案第9号南三陸町ひころの里設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について。

議案書は17ページからが改正文、議案関係参考資料は19ページから新旧対照表となります。

まず初めに、本改正に至る背景について説明をさせていただきます。

ひころの里の入館状況につきましては、平成30年まで年間2,000人前後で推移しておりました。これが、令和になってから年間1,000人程度、近年では1,000人を切るような状況にございまして、これに伴いまして利用料金収入も40万程度から20万程度に減少しているという状況にあります。

一方で、食堂の運営ですか体験事業といった自主事業の利用人数、こちらにつきましては有料での入館者数を上回る状況となっており、こうした状況から当該施設に採算性を期待することは困難と言わざるを得ないと判断をいたしまして、町の歴史的資源を次代に継承する、郷土の文化を創造する機会を提供するといったひころの里の設置目的を達成するためにも、入館料を無料にしたいというものです。

次に、改正の内容について新旧対照表により説明をさせていただきます。

19ページを御覧ください。

改正案の第3条、こちらにつきましては、いわゆる入館の対象となる施設、これを明記するために追加をしたものでございます。

次に、第4条、第5条、第6条の追加につきましては、入館料を無料とした場合であっても許可行為は残りますので、この許可行為に関する規定として、4条で入館の許可を、第5条では入館の不許可を、第6条では入館の取消しについて、それぞれ新たに規定を追加するものでございます。

次のページを御覧ください。

改正案の第7条でございます。こちらは、本改正の主たる目的であります入館料を無料とする改正となってございます。

以下、入館料を無料にすることに伴う条の改正ですとか文言の整理ということになっております。

なお、本条例の施行については令和8年4月1日を予定するものであり、入館料の無料、これは4月1日以降の入館から適用するということになっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、1点お伺いしますけれども、この入館料、今の説明ですと20万ほどが減収になるということなんですけれども、見に来てくれる方は無料だから大変ありがたいことですけれども、そのことによって、委託者のほうで十分な話し合いされたと思うんですけども、その減収になった20万分の補填というのは委託業者の料金に反映するのか、今までと同じ金額でやっていくのか、その辺どのような相談をしていたのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、この件に関して指定管理者と相談をしたかということに関しては、これはしておりません。あくまでも、今年度になって提出された報告書を見て、ちょっとこのままでは駄目だなど、何とかしなければならないなということで様々な検討をした結果、今回の条例改正に至っているというのがまず1点です。

現状の20万の入館料、利用料金収入がなくなるということについては、当然その分が指定管理料に上乗せになる、普通に考えればそういう対応になるかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、指定管理者とは相談がないけれども、マイナスになった分は委託料のほうで補填するというやり方を取っていくということだと、今の話だとそうなんですけれども、いずれにしても、やはりこれは前もって委託業者さんとも話し合ってやるべきことでないかなと思われるんですけども、その辺いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、現在の指定管理者の期間というのは今年度末で終わりでございまして、今募集中でございますので、また来年の4月からは新しい業者にまず替わるという、まず1つそういうことがございます。

2つ目は、基本的な枠組みはやはり町がつくり上げるものだと認識しておりますので、そういった考え方から事前の説明とか等は行っておりません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それについては、今、改正時期だから、ちょうどタイミング的にはその時期だから、相談しないで町独自で決めたというような形になるわけですね。はい。

○議長（星 喜美男君） ほかに。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、1点お伺いいたします。入館料を無料にするということで、そうすると、行った際は、個人であれ団体であれ、そのまま入っていけるという状況になると思うんですが、条例のほうで入館の許可、不許可についても規定されているんですけども、そうすると、もし、何でしょうね、第4条の規定だと思うんですが、許可を受けなければならない方々が知らずに入っていく場合ももしかすると考えられなくもないですし、特段、何でしょうね、商業行為の方々というのはもちろん事前に申請するのが通例だとは思うんですが、昨今、SNS等で、ユーチューバー等ですけれども、結局、それも、何でしょうね、興行とか業に当たる場合がもしかして、そういう方々が来るかもしれない。要はそこで無断撮影とか、無断で、何でしょうね、ウェブ上でアップしたりして、それで収入を得ている方々もいらっしゃるので、どこで線引きするかってかなりこれ逆に難しくなると思うんですけども、そういうことを想定された場合、何か町のほうで指定管理者に対してですね、何か対策なりこういうふうにしましょうというものは、またちょっと、今の話のように年度末で一旦指定管理者が替わりますので、新しい指定管理者と協議していくのかどうか、その点だけ確認させていただきたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 基本的な利用者の動線というのは変わらないというふうに考え

ておりますて、入館料が無料になっても、許可というのは、通常、チケット配布、これをもって許可とするという流れになりますので、基本的に利用者の動線とすれば今と変わらないというのが1点でございます。

それから、興行という話がございましたけれども、興行につきましては、今回、新旧対照表には載っておりませんけれども、行為の制限ということで、そういったことは基本駄目ですよ。いわゆる行政財産の目的外使用ということで、こちらについては町長の許可を得なければできないということになりますので、その分は町が申請を受け付けて、指定管理者ではなくて町が許可をするということになります。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） はい、分かりました。

そうすると、逆にそれを、何でしょうね、知らずにというか、これはもう善意、悪意、ちょっと判断するのは難しいんですけども、もし仮にですね、そういうことを隠してというか、言い方は悪いんですけども、隠してそういうことをされるという方々もいないわけではないというのが現況でございますので、施設に、何でしょうね、注意喚起なり何かしらの対策は必要かと思うんですが、そういう形で対策していくことによろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 通常の利用者がそういった行為をするということに関しては、これはしっかりと町と指定管理者が連携をして取り組んでいくということでございます。
(「終わります」の声あり)

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

まず、お金を取らないということで、今の指定管理の期限は今年度末ということでお聞きしていましたんですけども、今後町としては、料金が無料になったことでどのような使い方とか、そういうこともある程度想定していると思うんですけども、そういうことを想定していれば伺いたいのと、あとは、現在、先ほど課長の答弁でもあったように、行政財産ということで、今農林課が担当しているようなんですけれども、これが無料になるタイミングに、もっと別の課で担当することも、そういうことを検討してもいいのかなと思うんですが、その辺の考え方というか、お持ちでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 1点目については私からお答えをさせていただきますと、どの

ような使い方という部分につきましては、これはですね、ぜひ指定管理者、応募する指定管理者のアイデアを期待したいというのが率直なところでございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 公の施設といった観点からのお答えとさせていただきますけれども、特に、当然担当課、いわゆる所管課といったものが各施設ございますけれども、ひころの里に限らずして、多方面というか、広い意味での施設の設置目的、広がりを持って効果といったものが現れればそれはもっともなお話ですので、特に何課が取り扱うのでこういった分野のお客さん、あるいはこういったお客様、年代層とかといったことにこだわらずして、かつ、所属といったものを、一義的な担当課といったものは、現在、農林水産課のほうですけれども、まちづくりであれば企画課ですとか、教育といったことであれば教育委員会等の御意見もお聞きしながら、有効な施設の活用策というのを随時見いだしていくのが本来だろうと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じや使い方に関しては、今後の指定管理の方というか、それもいろいろプロポーザル等でしようから出てくるんでしょうけれども、そこで、私一つ、無料化ということでなんですかとも、課長御存じかどうか分からないんですが、登米の春蘭亭というところがありまして、似たような感じでかやぶきのところで、そこは、何というんですか、カフェ的というんですか。今、はやらない言葉みたいですけれども、そういった形で使っているんですが、先ほど当初の課長の説明では食堂とかそういった形の部分が伸びてきているということなので、あんまり派手派手にならない、湯茶接待ぐらいの形で有料なりなんなりでしていく、そういう方向も町からとしてもある程度こう、提言ではないんですけども、あれしていく必要もあると思われる所以、そのところをお伺いしたいのと、あともう1点聞いたのは、担当課なんですかとも、先ほどいろいろ、企画課そのほか言われたんですけども、当町で力を入れている周遊する観光というんですか、そういったところで担当してみるのも今後有効な活用の一つになるんじゃないかと思いますので、その点に関して再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） カフェのお話につきましては、本来の設置目的というものがございますので、やはりその部分は自主事業にならざるを得ないのかなというふうに思いますので、そこはですね、指定管理者とのいろいろな話合いの中で見いだしていければなという

ふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） ひころの里設置及び管理条例の1条に、現在、設置目的といったものが規定させていただいてございますけれども、まずは町の歴史的資源について次代に継承していくといったことと、郷土の文化を創造する機会を提供しながら、都市住民の皆様との交流あるいは観光レクリエーション等の効果的な活用の推進に資すべくといった内容としてございます。

議員からお話がございましたとおり、先ほどの答弁の若干繰り返しにもなるかもしれませんけれども、何課で取り扱うのでこうといったことではなくて、現在は農林水産課が農村山村振興といった意味合いも含めながら管理をさせていただいてございます。その後、この目的も様々、設置目的にもございますとおり、多様なそもそもとして目的を掲げている施設でございますので、議員御指摘のとおり、観光の分野といったことであれば商工観光課等の意見を聞きながら、あるいは教育、文化の伝承といったことであれば教育委員会の意見等を聞きながらということで、まずはそういった形で我々管理側も裾野を広げていくことで、最終的にどの課あるいは部署が軸として動いていくべきかというのは見えてくると思います。現段階で、例えばですね、やってみるというお話ございましたけれども、試しに担当課を替えてみるかと、そういうお話ではないのかなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号 南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一
部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第10号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の

成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第10号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

議案書20ページ、議案関係参考資料は24ページ、25ページを御覧ください。

今回的一部改正条例につきましては、関係する省令の改正によりまして、対象施設となる地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意日の期限が延長されたことから、条例第2条第3号中の課税免除の要件である基本計画の同意日の期限を令和10年3月31日に延長するものでございます。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 本来なら窓口に行って確認すればいいんでしょうけれども、こういった改正が出たときに私しょっちゅう伺っているんですけども、実際3年延長になったということに関しては反対ではないんですけども、実際、年間何件で幾らぐらいの免除額になっているのか、それがお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 当該条例に基づく課税免除の適用実績はこれまでにはない状況になっております。今回の改正もですね、従来同様に、事業計画の承認を受けまして課税免除の対象となる事業者が出てくる可能性を想定しての条例改正ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、課長の答弁で分かったんですけれども、それで、昨今のこういった経済状況ですけれども、対象になるような事業者が現れる可能性のようなものを感じているようでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 見込みというところですけれども、こちら、宮城県基本計画に基づくというところでそれぞれ要件がございます。その要件、詳細は今申し上げませんけれども、非常にハードルは高いかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号 南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第11号南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第11号南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に対応し、選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成の公費負担に係る限度額を引き上げるべく、本条例の一部を改正するものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） それでは、議案第11号南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についての細部説明を行います。

議案書は22ページ、議案関係参考資料は26ページとなります。

今回の条例改正につきましては、最近の物価の変動等に鑑み、各種選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げを目的として公職選挙法施行令が本年6月4日に公布、施行されたことから、本町における選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとし、条例を改正するものであります。

議案関係参考資料の26ページの新旧対照表を御覧願います。

第8条において、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を7円73銭から8円38銭に改正し、第11条第2項において、ポスター掲示場の数を乗ずる基となる金額を541円31銭から586円88銭に改正するものであります。

なお、選挙管理委員会において10月26日執行の選挙におけるポスター掲示場の数が95と決定されておりますので、改正後の作成単価を計算いたしますと、1枚当たりの限度額が3,916円となります。

以上、議案第11号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いしますけれども、6月の法改正によりということの御説明がありましたけれども、各、当町だけなのか、管内のこととは調べてあるのか、その辺まずもつてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 施行令の公布、施行日が6月4日とありますので、各市町村において対応しているものと思われます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そのときの単価ですね、多分その町の規定だと思うんですけども、単価的な問題はどのようなのか、御存じであればお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 独自に設けるものではございませんで、施行令

に基づいて、各自治体、改正しているものと思われます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、今後、我が町は10月ですけれども、その後、気仙沼とかいろいろあるわけですけれども、その近々ある市町村は同じくこの単価でいくという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 一般的にはそうなります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第12号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第12号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和7年度町道横断1号線道路改良工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議案第12号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書の23ページ、細部につきましては議案関係参考資料27ページの概要、28ページの位置図及び29、30ページの図面のほうを御参照いただければと思います。

まず、議案書の23ページ。

契約の目的につきましては、令和7年度町道横断1号線道路改良工事でございまして、契約の方法は、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額は、1億4,110万8,000円、契約の相手方は、菱中建設株式会社石巻支店でございます。

次に、議案関係参考資料の27ページを御参照願います。

工事概要についてでございますが、施工延長はL=340メートル、掘削工はV=4,210立米、モルタル吹付工がA=441平米、鉄筋挿入工N=208本、カルバート工L=5メートル、排水構造物工L=471メートル、仮設防護柵撤去工A=581平米、舗装工A=2,427平米、区画線工L=860メートルを行うものでございます。

続きまして、議案関係参考資料、次の29ページを御覧ください。

こちらは平面図となりますが、赤く着色している部分が今回の工事の範囲ということになります。

続いて、30ページを御覧ください。

標準断面図でございますが、最終段階の掘削とのり面処理、それから道路舗装を行うものでございまして、今回の第1期工事の最終工事ということになります。

工事期間につきましては、令和8年3月11日までとなっております。

議案関係参考資料31ページには、工事請負契約書の写しを添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第13号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第13号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和7年度歌津中学校大規模改修工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議案第13号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書の24ページ、細部につきましては議案関係参考資料の32、33ページの図面を参照いただければと思います。

まず、議案書の24ページ。

契約の目的は、令和7年度歌津中学校大規模改修工事でございまして、契約の方法は、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額は、1億7,600万円、契約の相手方は、山庄建設株式会社でございます。

次に、議案関係参考資料の32ページを御参照ください。

工事概要についてでございますが、防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、塗装改修工事、1階職員室工事、3階男子便所工事、1階技術準備室工事などを行うものでございます。

参考資料の33ページを御覧ください。

平面図でございますが、この図面の向かって左側、黄色く囲った部分に、全体の共通工事として電気設備の改修、機械設備の改修を記載しております。

次に、箱の真ん中でございますが、特別教室棟の工事内容を記載しております。こちらは、外部改修といたしまして屋上の防水や塗装、内部の天井や壁紙の張り替えを予定しております。

ころでございます。

最後に、右側、教室棟ですが、こちらは、特別教室と同様、外部改修工事、内部改修工事を行いますが、併せて3階の水回り部分の改修も行う予定でございます。

学校施設におきましては、鉄筋コンクリート造の建物は目標使用年数が建築から80年ということになっておりまして、この80年の中で大規模改修を約20年に1回程度行うことで、80年間の使用に耐え得る計画を策定しております。歌津中学校においては最も古い校舎が昭和47年建築となっていることから、今回と次の大規模改修を終えて、およそ2052年、令和34年頃まで使用できる見込みとなる予定でございます。

工事期間につきましては、令和8年8月28日までとなっております。

議案関係参考資料34ページには、工事請負契約書の写しを添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、何点かお伺いいたします。

まずもって、ただいまの課長の説明では大分大規模な改修ということなんですかけれども、3階の男子トイレの改修があるわけですけれども、女子生徒の改修は今回含まれていないのか、その点1点と、それから、1億7,600万ですから、この財源内訳をどのようにするのか。

それと、それから、ただいまの課長の説明ですと、コンクリートだと80年もつで20年に1回。そうすると次は、今回改修して次は32年ということの説明でしたけれども、今年は5年だから20年というと32年でいいんでしょうか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 財源につきましては、予算審議の際に説明した時点から変わりはございません。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今回、女子トイレの改修は予定はしておりません。

20年に1回と申し上げたんですが、実際は、財源の確保とか現場の調整とかあって、ぴったり20年ごとにやれているわけではないので、一つの目安として20年ずつやればこのぐらいになりますということの計画ということになっていますので、ぴったりということは基本的にはなかなか難しいんだろうというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君）　ただいまでの分かりましたけれども、ただ、女子トイレが今回しないということなんすけれども、いつ頃女子トイレのほうは改修したのか、していないのか、その辺。多分洋式にはなっていると思うんですけども、その辺お伺いいたします。

○議長（星　喜美男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川　貢君）　実際の実施した年度というのは、すみません、手持ちの資料がないのであれですが、歌津中学校の女子トイレについては水洗化工事は終えております。

○議長（星　喜美男君）　及川幸子君。

○8番（及川幸子君）　いつしたか分からぬけれども、水洗化になって洋式になっているという解釈でよろしいですか。今のお子さんたちは家庭で皆便利な生活をしていますので、その辺は抜かりなくやっていただきたいと思うんです。その点については男子トイレも今回改修するからいいんですけども、女子トイレはいつしたのか、はい、建設課長お願いします。

○議長（星　喜美男君）　建設課長。

○建設課長（遠藤和美君）　水洗化の部分でございますと、平成30年にトイレの洋式化というものをやっております。

今回のトイレの改修ですけれども、細かいことを申しますと、3階男子トイレの天井の壁がちょっと落ちてきているというか古くなってきていて、そちらをやるということですので、水洗化は既になされているというところでございます。

○議長（星　喜美男君）　ほかに。伊藤俊君。

○1番（伊藤　俊君）　では、工事の内容は資料で分かったんですけども、逆に、調査の段階で、これは例えですけれども、冷暖房設備の更新であったりですとか、今トイレの話もありましたけれども、例えば多目的トイレ等々の整備なり改修なりですとか、要は、歌津中学校は避難所にもなっているので、そういったことも含めての改修計画実施であったのかどうかという部分を御説明いただければなということと、体育館は入っていないんですね。事前に築年数が違うということも御説明いただいたんですけども、長寿命化計画では、大規模改修は屋内運動場も一応概要版では記載されているんですね。対象外となったからには、逆に今後の改修計画等あるかどうかというのをもし今説明できるのであればお示しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星　喜美男君）　建設課長。

○建設課長（遠藤和美君）　議員御指摘のとおり、体育館のほうも、ちょっと雨漏りになつたり

ですね、大分古くなっているんですが、現状では校舎の大規模改修をまずやるということで、体育館については今後財源を見ながら実施することになるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 全部が全部、何でしょうね、改修がかなうかというと決してそうではないと思いますが、いろんな調整があっての上での今回の計画だと思いますので、それをまず実施していただくんですけれども、とはいえやはり、今課長おっしゃったようにいろんな要因があって、ちょっとリスクがある部分については随時修繕という形で対応いただくという形でいいかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 歌津中学校の体育館の特に雨漏りの関係ですけれども、さきの議会で議員からも御指摘があって、その後にですね、教育委員会、それから業者で実際屋上の調査も行いました。今、雨漏りがあるのは体育館の北側の一部ということになっているんですけども、実際その調査をした際にですね、ほぼ屋上全面にわたって防水シートの切れとかたわみとかそういうところが見られましたので、なかなか部分的な改修というのは難しいだろうというところがございました。いずれは全面的な改修になるということを見越してはおるんですけども、教育委員会としても懸案事項の優先的に解決すべき事項だとは認識しておりますので、できるだけ早めに対応させていただきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） その点については、事故なくですね、御利用いただけるような形でぜひ対応いただきたいと思います。

最後にお聞きしたいのは、ちょっとこれ関連になるかもしれません、歌津中学校の計画自体は、本来であれば、順調に計画どおりにいけば、本来は2年前ということになるんですけども、この後も志津川小学校、中学校控えていらっしゃると思います。遅れているのは確かにことだと思うんですが、しっかりとですね、何でしょうね、さらに遅れないような計画であるのかどうか、現段階ではっきりしたことは言えないかもしれません、もし計画等あればですね、可能な範囲で教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 今、長寿命化計画の中にある計画のとおりに実施すればですね、長期的なコストで見るとそれが最少の経費というところは理解は当然しておるんですけども、当然、繰り返しになりますが、財源等々の課題もあるといったところで、一方

では、児童生徒の安全安心というのは必ず担保されなければいけないというところは考えておりますので、そういったところもしっかりと考えながら課題をクリアしていかなければというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第14号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第14号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和6年度町道横断1号線道路改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議案第14号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書の25ページ、細部につきましては議案関係参考資料35ページの概要、36ページの平面図を参照いただければと思います。

まず、議案書の25ページ。

契約の目的は、令和6年度町道横断1号線道路改良工事でございます。

契約金額は、変更前が6,600万円、変更後が7,043万7,400円で、443万7,400円の増ということがあります。

契約の相手方は、阿部藤建設株式会社でございます。

次に、議案関係参考資料35ページを御覧ください。

変更の概要についてでございますが、掘削工が4,000立米から4,770立米に増、これに伴い、施工延長がL=100メートルからL=128.6メートルに増、それからモルタル吹付工がA=290平米から419平米に増、鉄筋挿入工が136本から132本に減、横断水路工がL=5メートルからゼロメーターに減となっております。

主な増工理由といたしましては、土工の完成形状をすりつけ状に変更したことで延長が延びたこと、切土面の小段部分にモルタル吹きつけを追加したことであり、減額分については、現場での施工調整のためによるものであります。

議案関係資料の、すみません、36ページを御覧ください。

平面図となります、赤く着色した部分が今回の工事の範囲となります。

また、工事期間につきましては、変更なく令和7年10月31日までとなっております。

参考資料37ページには、工事請負変更仮契約書の写しを添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 公共事業、昨今のですね、入札状況を見ますと、不調ということが度々、我が町のことではないんですが、多く見られています。要は、物価高によって材料費高騰によりましてですね、なかなか町が設定する額と業者さんが積算する額が合わないということが主な原因だということを言われておりますんでね。要は、町が積算して、いろんなものを積み上げていって予定価格なりなんなり出すわけですよ。

しかしながら、実情の、業者さんは、その段階での材料費とか人件費の高騰、そういうのをもろもろ積算して出すので、なかなか、公共事業の町、行政が出す額とは折り合いがつかないというか、なかなかうまく入札が行われていないというのが実情のようですので、その価格というものは、町が積算する価格、いろんなね、人件費から材料費からの価格、これは県のほうからのいろいろな指導といいますか、県がうたっている額に合わせてやられているのか、あるいは町独自の単価の設定で積算しているのか、そこをお聞かせいただきたい。

県がもしやってそれに倣うということであれば、毎年、例えば変わってくると思うんです。

その時期がいつ頃なのかですね、その辺お分かりでしたら。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 工事における設計の単価、こちらは、人件費については、基本的に県統一単価ということで県が定めたものを我々も使わせていただいております。一部の物品のものについても県が定めているものがありますし、ないものは、物価版という基本的に全国的に流通している平均単価を記載した積算資料がございますので、そちらのほうを採用させていただいております。

すみません。単価の変更時期は、正確なところは、すみません、ちょっと失念しました。たしか6月か9月ぐらいだったと記憶しております。申し訳ございません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） そうしますと、もう既に単価の変更というのはなされているということですね。

工事やっていて途中でほら、物価高ですから、工期なる前に値段がね、ガソリンも、油もそうですけれども、ところがなかなか間に合わなくなってくると。それを町のほうに言つても、なかなか町のほうでは一応契約だということでね。単価の見直しを、今後ですね、今後やっぱり県に倣ってやるということで、まあ既に今なっているということですね、それが業者さんが思っているぐらいになっているかどうかということも問題になっているわけですよ。実情とね、現状と比べてね、乖離といいますか差があるかどうか。多分あると思うんですよ。その辺も考えてやっていかなければ、今後も入札の不調というのが出てくるんじゃないかなと心配するわけなんでね、その辺のところを考えながらやっていただければというふうに思います。

終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第15号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和6年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議案第15号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書の26ページ、細部につきましては議案関係参考資料の38ページ、39ページの図面を参考照願います。

まず、議案書の26ページ。

契約の目的は、令和6年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事でございまして、金額は、変更前が2億8,160万円、変更が3億584万9,500円で、2,424万9,500円の増ということになっております。

契約の相手方は、株式会社阿部伊組でございます。

次に、議案関係参考資料の38ページを御参照ください。

変更概要についてでございますが、施工延長につきましては変更がございません。上部工が1,478立米から1,048立米に減、被覆ブロック製作個数が45個から98個に増、このほか消波工及び仮設工がそれぞれ増工となっております。これにつきましては、主として、施工範囲の調整により事業費が余剰があったことから、次年度に設置するブロック製作を追加することとしたことと、陸上作業が有利と判断して仮設工を増工したものなどでございます。

議案関係参考資料の次のページ、39ページを御覧ください。

平面図でございますが、既に施工済みの部分を黒着色、今年度施工分を赤着色で表記してお

ります。

工事の期間につきましては、令和7年9月30日から令和8年1月31日まで工期を延長するものでございまして、こちらは先ほど申しましたブロック製作にかかる期間を延長するものでございます。

参考資料40ページには、工事請負契約書の写しを添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第16号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第16号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第16号損害賠償の額の決定及び和解について御説明申し上げます。

本案は、令和7年7月4日に町道志津川東団地5号線で発生いたしました車両の物損事故に關し、損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） それでは、議案第16号損害賠償の額の決定及び和解についての細部説明をいたします。

議案書は27ページでございます。議案関係参考資料は41ページになります。

相手方につきましては、南三陸町志津川の個人。

事故の概要につきましては、本年7月4日午前9時45分頃、本町建設課の職員が除草作業を行っていたところ、草刈り機で小石を飛ばし、交差点で一時停止していた車両の助手席側窓ガラスを破損させたものであります。

損害賠償の22万円の内訳でございますが、車両の修理費用が14万5,756円、修理のための当該車両を使用できなかった期間のレンタカー費用として7万5,000円、合計22万756円ということであります。

議案関係参考資料41ページに、事故発生箇所の位置図、状況写真を掲載してございます。助手席側の窓ガラスが全て割れた状態となっております。

以上、議案第16号の細部説明とさせていただきます。

1つ言い忘れました。この賠償額につきましては、全額保険のほうで適用ということになります。

以上申し上げまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今の説明を聞いて分かりました。

こういうことは、今、夏場でこれからも草刈りが頻繁に行われるわけですけれども、どこでどの方がやってもこういう事案が出てくるのかなと今心配なんですかけれども、そこで、使う側としてこういうことの起きないような方策というものを考えていかなきやならないと思うんですけども、その辺どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今回のこの事故といいますか、相手の車を破損させてしまった翌日すぐにですね、飛散防止ネットを購入いたしまして、実際に現場に当たっている職員のほうに、常に道路でやる際は1人がネットを持って1人が草を刈るということで、被害防止対策というものは既に取っておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私も、業者さんなどが道路なんか今頻繁に刈っていますから、見ているんですけども、やはり、次の日、課長がそういうのを買って手配して、それを、跳ねるのを妨げるようなものでネットを使ったということですので、それを見ていたものですから、

ああいいものがでているなと思っていましたので、早速それを使うような指導で次の日からそれを設置したということで、評価したいと思います。

なお、これからもこういうことが起きかねないので、その辺を十分作業員の人たちに指導して草刈り作業に当たっていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会することとし、8日午前10時より本会議を再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することとし、8日午前10時より本会議を再開することといたします。

本日は、これをもって散会といたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時39分 散会